

憲法を生かした判断を求める要請

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

大垣警察市民監視違憲訴訟（国家賠償請求事件は平成28年（ワ）第758号、個人情報抹消請求事件は平成30年（ワ）第51号）について、要請します。

憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と規定し、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を保障しています。

憲法21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と表現の自由を保障しています。

「もの言う」市民が、警察にいわれなき監視を受け、情報収集され、勝手にその情報が利用される。そんな世の中を許してはなりません。

私たちは、警察の監視やプライバシー侵害を受けることなく、自由にものが言える社会を求めます。

要請項目

- 1 民事訴訟法に従い被告に認否をさせ、本件の真相が明らかになるよう、適切な訴訟指揮をしてください。
- 2 審理の対象を「議事録」記載の情報だけにとどめず、その背景、経過、目的を一体のものとして審理してください。
- 3 国や岐阜県が違法に保有している原告らの情報を抹消するよう命じてください。
- 4 憲法の理念に則り、原告らの人権侵害を救済してください。

氏名	住所

【大垣警察市民監視事件とは】 岐阜県大垣市に建設予定の風力発電施設建設をめぐって、勉強会を開くなどした地元住民らの個人情報を、大垣警察が事業者であるシーテック社に情報提供していました(2014年7月24日付朝日新聞)。シーテック社作成の「議事録」によれば、警察側は「大々的な市民運動へと展開すると…中略…大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」などと述べています。

個人名を出された4名が原告となって、2016年12月に岐阜県(岐阜県警)を被告に国家賠償請求訴訟を、2018年1月に岐阜県(岐阜県警)と国(警察庁)を被告に個人情報抹消請求訴訟を、岐阜地方裁判所に提起しました。

☆ 署名集約先

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

〒503-0906 大垣市室町2-25 弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所 TEL0584-81-5105

